

環 管 - 1 5 7

平成 26 年 4 月 25 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

能代地区における風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

電気事業法第 46 条の 13 に規定する環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づき環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。
- (2) 事業実施予定区域の大部分が保安林であり、樹林帯の伐開による林縁部の植生構造の変化や、風の通り道ができることによる植生退行、樹木衰退・減少の可能性があることから、工事に当たっては、樹林帯の機能が損なわれないよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

- ① 発電所の稼働による騒音及び超低周波音については、騒音源の騒音放射特性、伝搬過程における気象条件や地形の影響など不確実性が大きい要因があることから、事後調査を実施すること。
- ② 超低周波音については、予測に用いた風力発電機の諸元の測定条件等を精査し、諸元としての妥当性を確認すること。

(2) 動物

事後調査として、渡り鳥及び猛禽類の行動確認調査、死骸調査を実施することとしているが、計画している調査では、影響を十分に把握できないおそれがあることから、専門家等の意見を聞いた上で、調査回数を増やすなどバードストライクの発生状況を確実に把握できる調査を実施すること。